

コンプライアンス研修

暗号資産の金融商品取引法規制対象化

2025年10月23日(木)

最近の金融庁の動き

○暗号資産の金商法取込み（金商法改正）

決済性から投資性
不公正取引規制を

○暗号資産税制の変更（税法改正）

雑所得から金融所得へ

○預金取扱金融機関に対し暗号資産保有を解禁 （監督指針改正）

ポートフォリオの組み込み

金融庁金融審議会

「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」

諮問書

ディスカッションペーパー

暗号資産に関連する制度のあり方等の検証
令和7年4月10日

資料 1

2025年6月25日

金融審議会
会長 神作 裕之 殿

金融担当大臣 加藤 勝信

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり
諮問する。

記

○ 暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置づけられる状況が生じていることを踏まえ、利用者保護とイノベーション促進の双方に配慮しつつ、暗号資産を巡る制度のあり方について検討を行うこと。

目次

I. はじめに	1
1. 暗号資産に係るこれまでの法制度の整備の状況	1
2. 本文書の位置づけ	2
II. 暗号資産の取引の動向等	3
1. 暗号資産の取引の現状について	3
2. 環境整備の必要性について	5
III. 規制見直しの基本的な考え方	8
1. 総論	8
2. 規制見直しを検討する対象について	8
3. 情報開示・提供規制のあり方	10
4. 業規制のあり方	11
5. 市場開設規制のあり方	14
6. インサイダー取引への対応等	14
IV. 今後について	17
V. 参考資料	18

WGの状況

スケジュール

- 1 2025.7.31
- 2 2025.9.02
- 3 2025.9.29
- 4 2025.10.22



2025.12下旬取りまとめ
2026年3月法案提出

検討項目

- I. 規制見直しの趣旨・暗号資産市場に対する考え方
- II. 不公正取引規制（総論）
- III. 情報提供規制（各論）
 - (1) 新規販売時の情報提供
 - (2) 継続情報提供
 - (3) 情報提供の内容の正確性確保

I 規制見直しの趣旨・暗号資産市場に対する考え方

暗号資産を金商法で規律することには概ね賛同頂いた

慎重論

暗号資産の投資対象化が進展し、詐欺的な投資勧誘等も生じていることを踏まえ、暗号資産の特性に応じた投資商品としての規制を整備することにより**投資者保護の充実を図ることが、規制見直しの趣旨と考えるべきではないか**。また、暗号資産投資についてその安全性にお墨付きを与えるものではなく、投資者が暗号資産のリスクを十分に理解し、リスクを許容できる範囲で投資を行うことはあり得るとの前提で、**健全な取引環境を整備することが重要ではないか**。

推進論

デジタルエコノミーの健全な進展は、我が国が抱える社会問題を解決し、生産性を向上させる上でも重要であり、将来の暗号資産市場がどのような姿となるかは現時点で見通すことはできないものの、**我が国における健全なイノベーションの可能性も見据え、それを後押ししていくことも大切ではないか**。

第3回目終了時点で検討項目について一通り、審議が行われている。

II 不公正取引規制の基本的な方向性

暗号資産のインサイダー取引に関し、IOSCOによる勧告や欧韓での法制化等の国際的な動向、海外において実際にインサイダー取引への法執行事案が生じていることを踏まえ、**我が国においても暗号資産のインサイダー取引規制の整備を検討することが適当ではないか。**

III 情報提供者規制

- (1) 新規販売時の情報提供
 - 情報提供の内容
 - 情報提供規制の対象者・行為類型
- (2) 継続情報提供
 - 情報提供の頻度・方法
- (3) 情報提供の内容の正確性の確保
 - 第3者など



トランプ政権への近道 政権閣僚とロビイスト

ロビイストの活躍

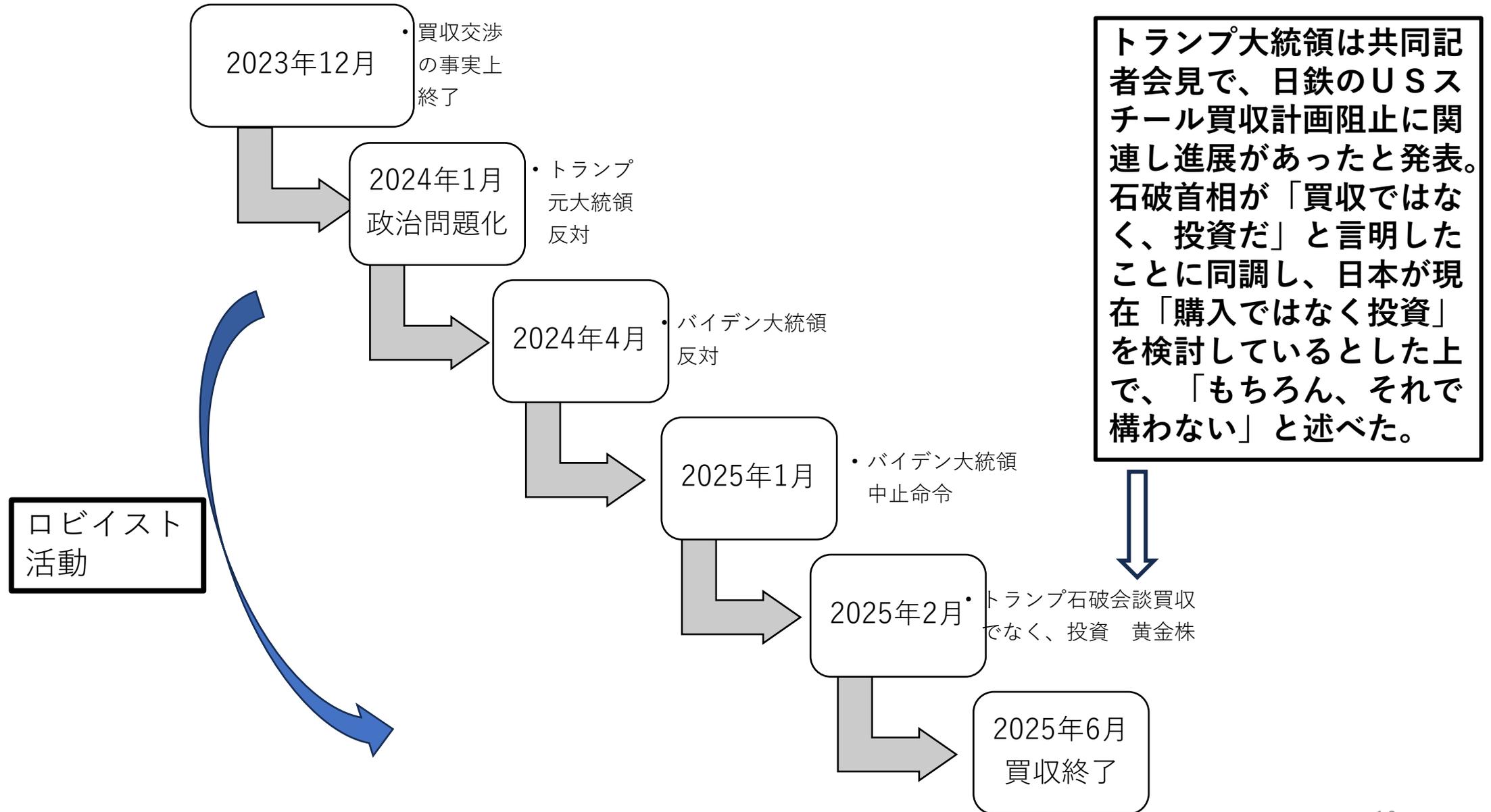
○経済の国際化によって、日本企業もアメリカのロビイ活動（議会・行政府対応）の必要性が現実化した。

具体的には

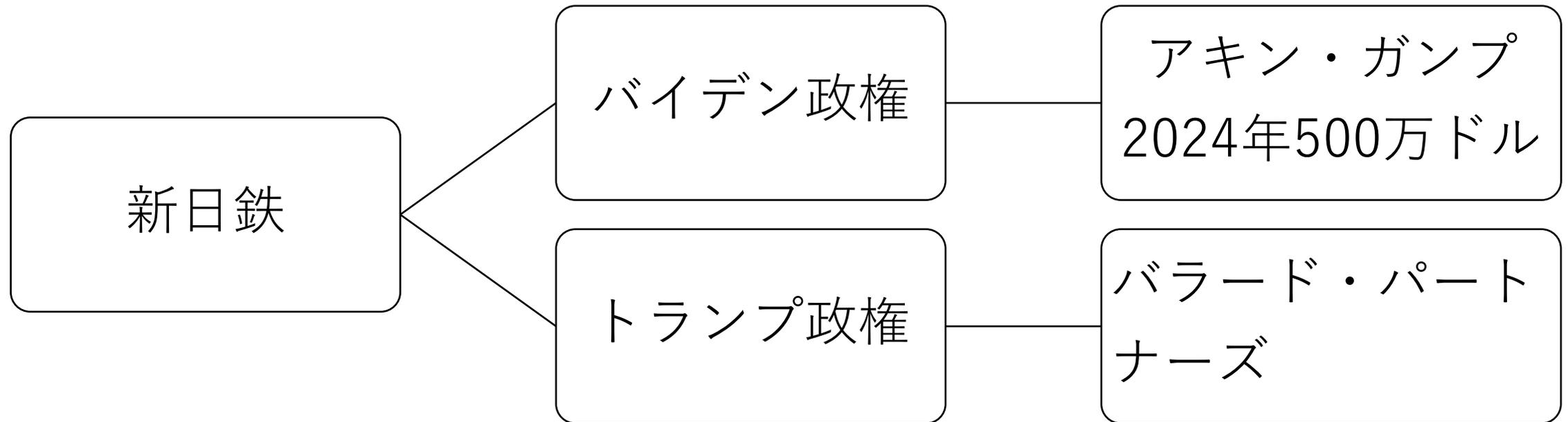


○日本製鉄のUSスチール買収でロビイストが顕在的になった。

日本製鉄のUSスチール買収

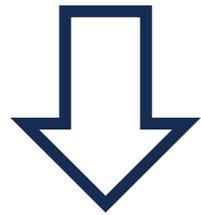


日本製鉄のロビイスト契約



アメリカのロビイスト

○法律、規制、その他の政府の決定、行動、政策に影響を与えることを仕事とする人々



現在、トランプ政権に元ロビイストが多数参画している。

主なロビイスト会社

1. ブラウンスタイン・ハイアット・
ファーバー・シュレック法律事務所

収益：6,790万ドル

専門分野：税制政策、医療、環境規制

2. アキン・ガンプ・ストラウス・ハウ
アー&フェルド法律事務所

収益：5670万ドル

専門分野：国際貿易、防衛、医療

3. ホランド&ナイト法律事務所

収益：4990万ドル

専門分野：インフラ、通信、運輸

4. コーナーストーン・ガバメント・ア
フェアーズ社

収益：4860万ドル

専門分野：連邦予算、農業、高等教育政
策

5. BGR ガバメント・アフェアーズ LLC

収益：4510万ドル

専門分野：エネルギー政策、貿易、防衛

6. インバリアント・エルエルシー

収益：4230万ドル

専門分野：テクノロジー、AI、バイオテ
クノロジー政策

新興の組織：バラード・パートナーズ

(Ballard Partners <https://ballardpartners.com/>)

○設立1998年

**当初フロリダ州政府を対象
トランプ事業のサポート**

○2017年ワシントンD.C.進出
連邦レベル活動を本格化

○トランプ政権との関係を背景に、連邦政府関連クライアント数と影響力を急拡大

○業務内容

連邦・州・地方政府に対するロビー活動、政策提言、関係構築支援、規制・立法監視、公共戦略・危機管理を提供する。国際的なロビー活動

○創業者

ブライアン・D・バラード

トランプ大統領の30年来の盟友

ブライアン・D・バラード (Brian D. Ballard 1961~)

トランプ政権で最も強力なロビイスト



○トランプ大統領と親密な関係

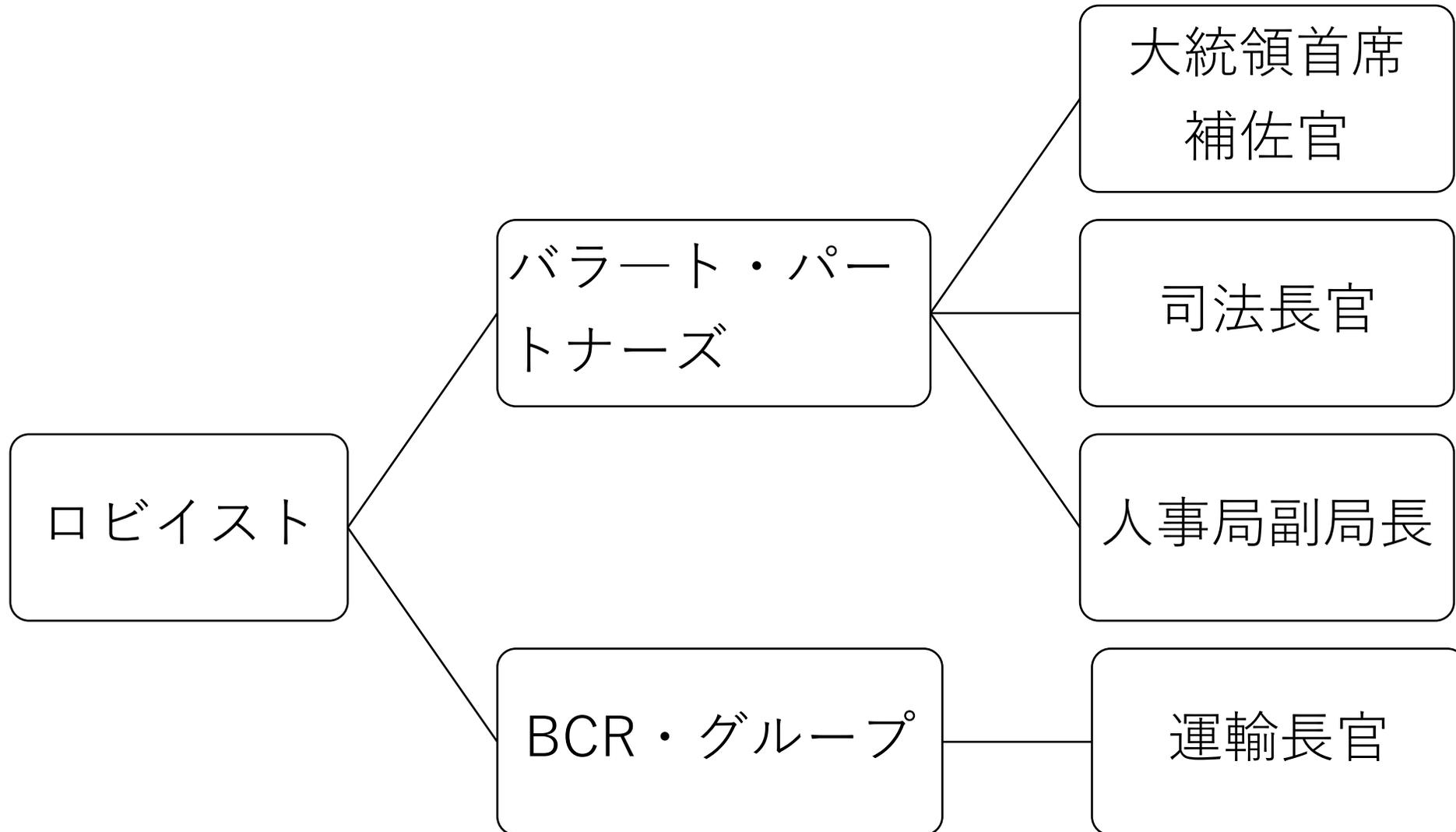
- ・代理人としてフロリダ州内の不動産プロジェクトで州等との調整や許認可取得などを支援

- ・2016・2024年選挙資金調達者

○2017年ワシントンにオフィスを開設

(日本の提携先：総合PR会社の共同ピーアール株式会社)

元ロビイストのトランプ政権閣僚



スージー・サマーオール・ウィルズ

Susan Summerall Wiles 1957～（68歳）



- 大統領首席補佐官
- 選挙コンサルタント
- バラードパートナーズのロビイスト

パメラ・ジョー・ボンディ Pamela Jo Bondi

1965～(59歳)



- 司法長官
- バラードパートナーズ
のロビィスト
- 元フロリダ州司法長官
- 共和党
- 弁護士

トレント・モース Trent Michael Morse

1991～ (34歳)



- 人事局副局長
- バラードパートナーズのロビイスト
- 学生時代からトランプの選挙活動に従事
- フロリダ州の行政官
- 現在、独立しロビイスト会社を設立 (モース・モースストラテジーズ)

シヨーン・パトリック・ダフィー

Sean Patrick Duffy 1971～（54歳）



- 運輸長官
- BGRグループのロビイスト
- 下院議員
- 地方検事
- 共和党

ロビイストの特徴

- 雇った団体や個人のために活動する組織
法律事務所やコンサルティング会社など
- 個人や非営利団体も、
 - ①ボランティア活動として、
 - ②通常の仕事のごく一部として、ロビ
ィングを行うことが可能

有名なロビイスト：ビリー・トーザン

(W. J. (Billy) Tauzin : 1943 -)



- 政治家、弁護士、**ロビイスト**
- ルイジアナ州第3選挙区（1980年～2005年まで）合衆国下院議員
- 所属政党を変更
 - 民主党（1972-1995年）
 - 共和党（1995年-現在）
- **議員退任後製薬会社のロビー団体PhRMAの会長兼CEOを務めた。**

ビリー・トーザンのロビイストとしての活動 (最も問題視されたケース 2003年)

- 製薬業界を監督する下院エネルギー・商業委員会委員長在任中に**メディケア処方薬法案成立させるために重要な役割を果す。**
- 民主党は、この法案がカナダなどからの同一の安い薬の輸入を禁止しているので「製薬会社に利益を与えるもの」だと指摘・批判
- 法案は、製薬会社からの強い要望を受けたトーザンの影響下で深夜（午前3時）議会で異例の可決・成立。

- 2

- 下院議員任期終了（2005年1月3日）の翌日、
**製薬会社の強力な業界団体である米国研究製薬工業協会（PhRMA）の代表に就任
年俸200万ドル（約3億円）**
- 2009年PhRMAの代表として、ホワイトハウスと上院に働きかけ製薬業界のサポートになる医療制度改革交渉の中心人物
- 2010年にPhRMAから1,160万ドルを受取る、最も高給な医療法ロビイストとなった。**

REVOLVING DOOR (回転ドア) の解説 「天下り」 (2023年時点資料)

○アメリカ連邦議会

上院議員 100人

下院議員 435人

○退職後ロビイストになる割合

上院議員 50%

下院議員 1/3~40%

○報酬

平均して14倍

86%：ロビイスト
から議員へ



ロビー活動の歴史

○17世紀英国議会で記録

○アメリカの初期資本主義時代（19世紀後半～）に重要な役割

○例

コルト・ピストル創設者サミュエルコルトは特許を確保するために議員にピストルを配る。

○銃メーカー

銃器自由法を支持する政治キャン

ペーンに寄付する

全米ライフル協会

（大規模なロビー活動で有名）

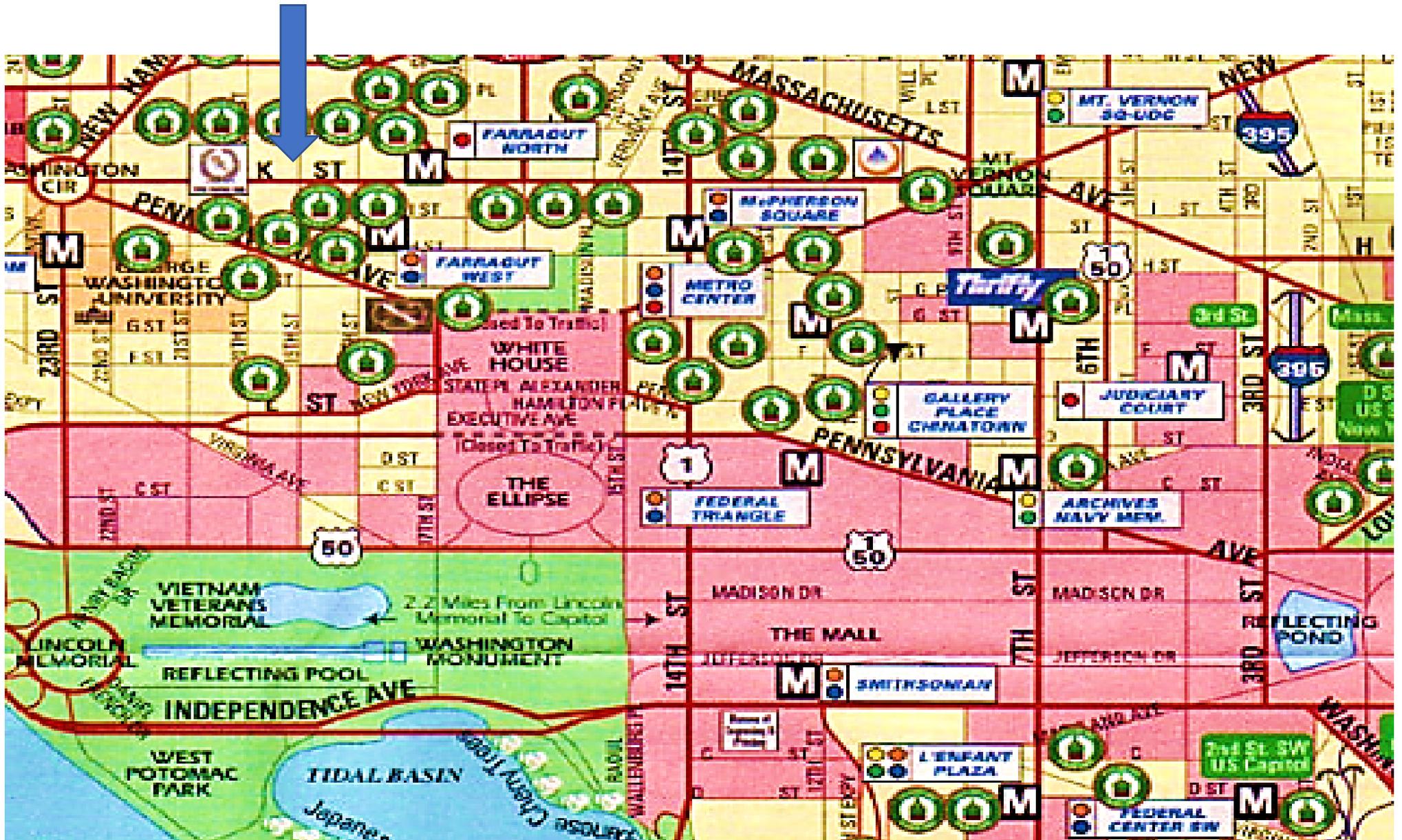
ワシントンで活躍するロビイスト数 約13,000人

- ファーム事務所・会社 300社未満
- 2025年 登録数約13,000人
- 潜在的ロビイストが増加？10万人近く
- 産業全体の収益 90億ドル
- 多くは、弁護士
- 多くのロビイストはロビー活動事務所や法律事務所で働く
その一部はロビー活動以外の顧客も抱える。

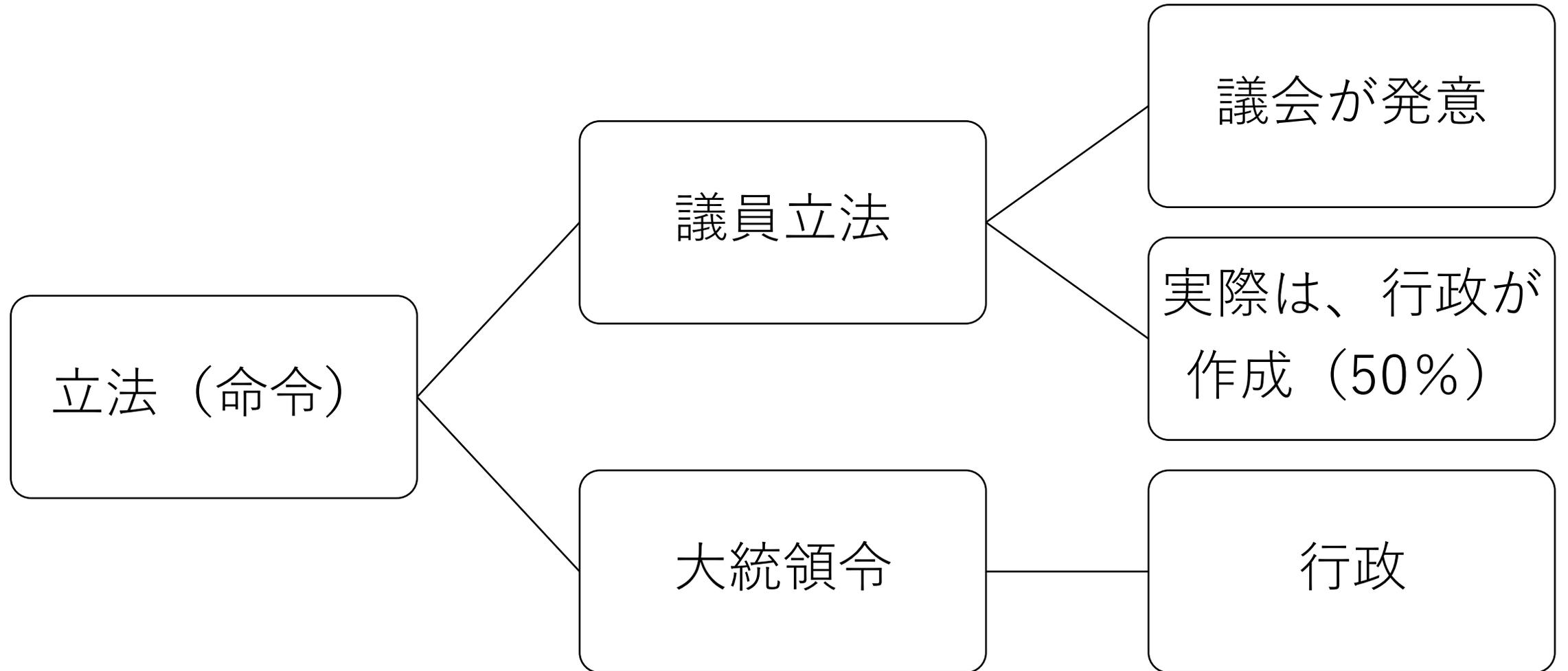
ワシントンのロビイスト街「K Street」

in Washington, D.C., has become a metonym for the American lobbying industry.





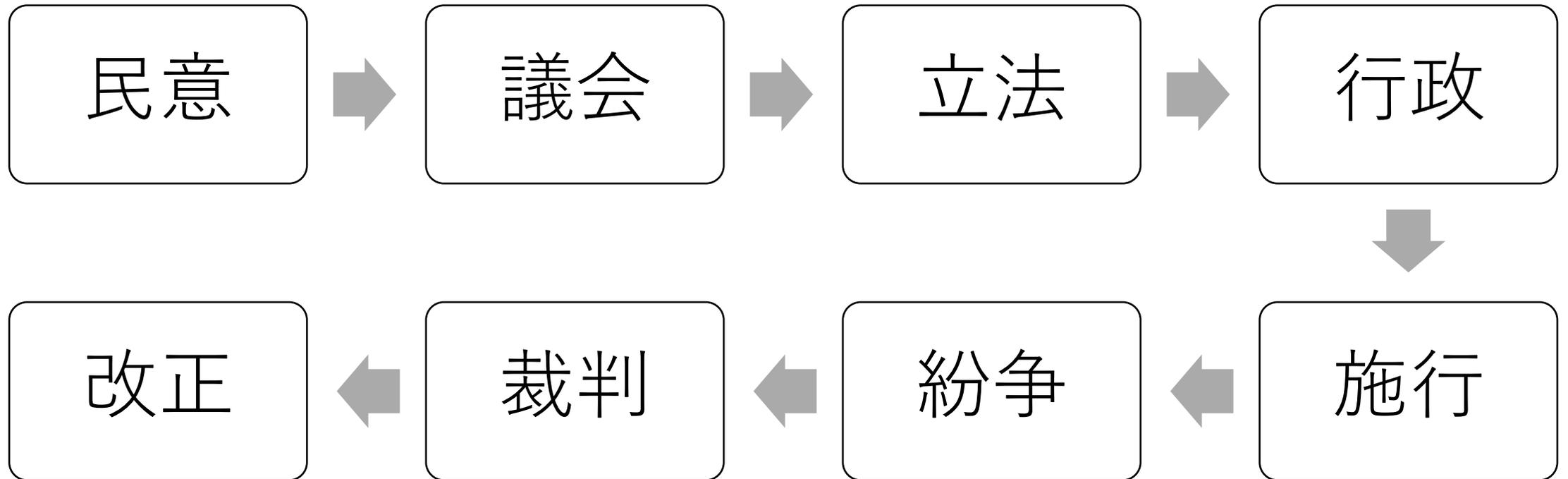
立法活動（アメリカ）



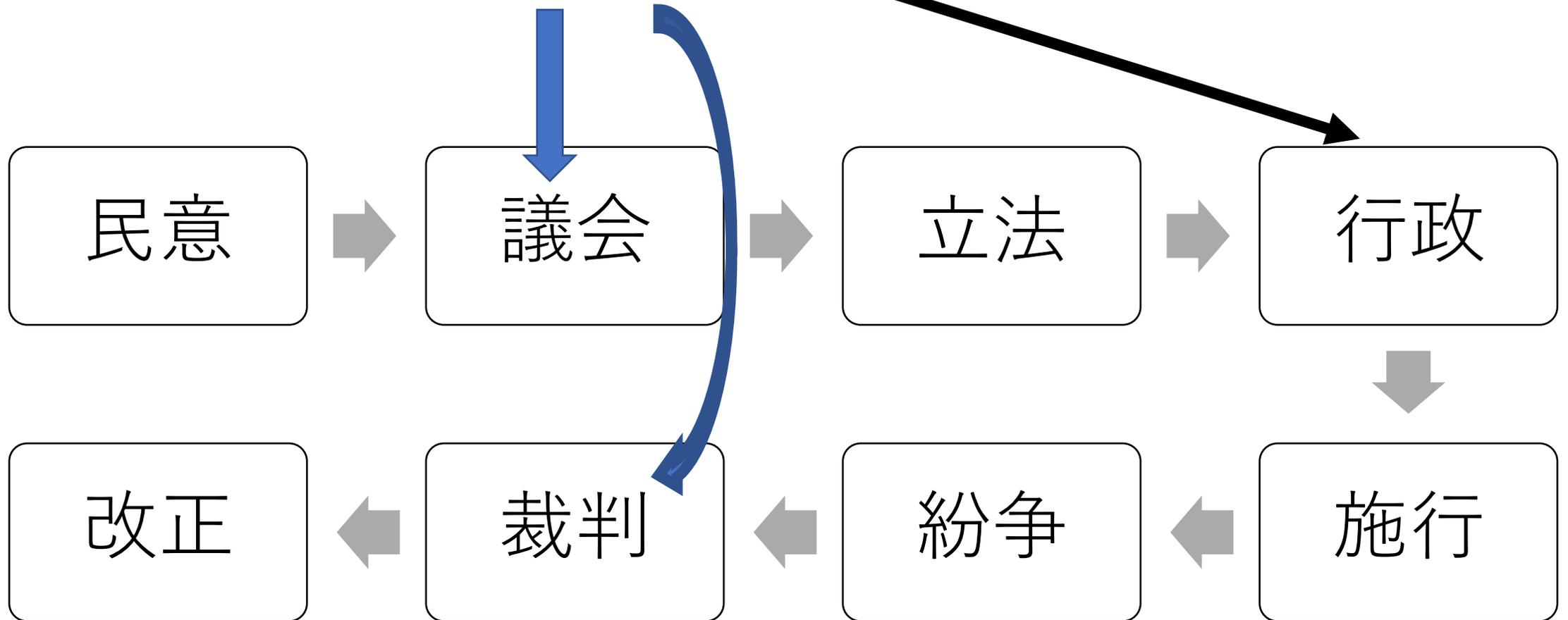
(日本) (各省庁が粗100%立案)



法律の作成（立法サイクル）



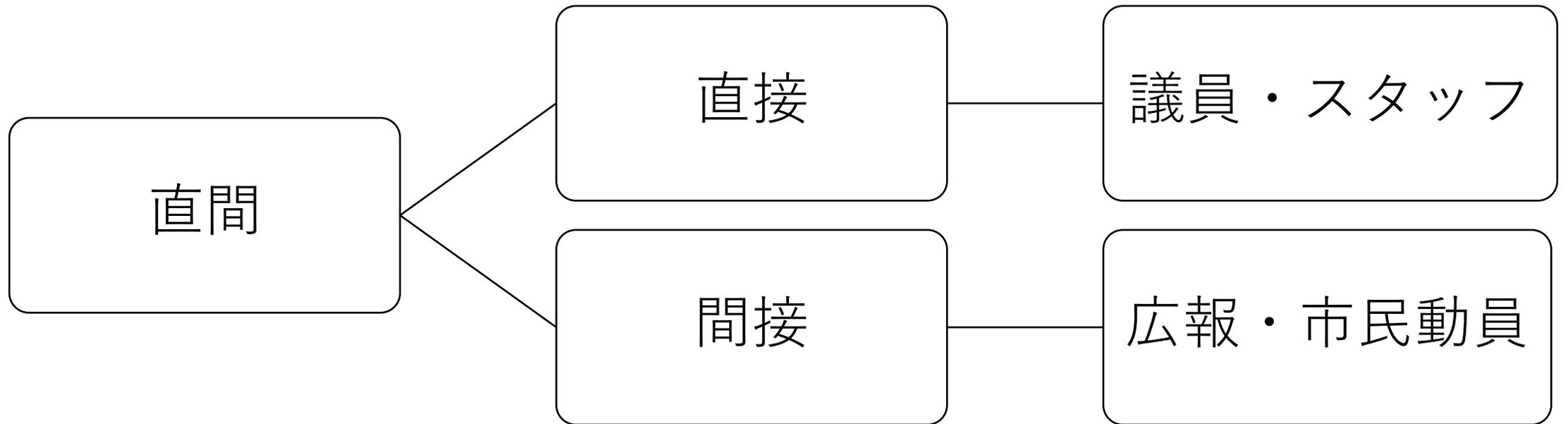
ロビイストの行動



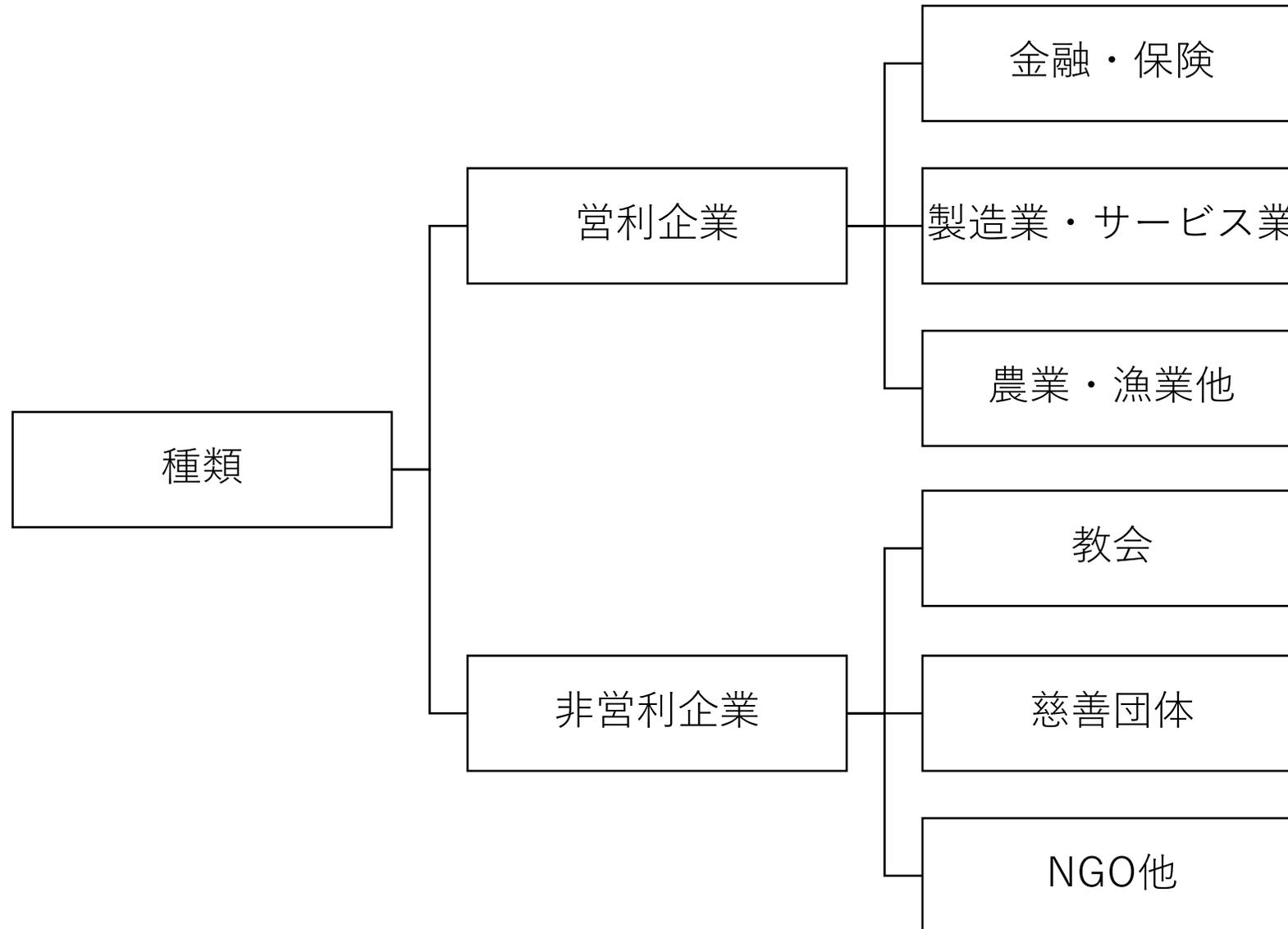
ロビー活動 Lobbying

- 政府関係者、中でも議員や規制機関のメンバーの行動、政策、または決定に影響を及ぼそうとする説得行為や利益代表として合法的に試みる行為
- ロビー活動は、**通常相対 (Face To Face)** で行う。
民間部門、企業、同僚議員や政府高官、支援団体（利益団体）など、多くの人々、団体、組織的なグループが実施

直接・間接

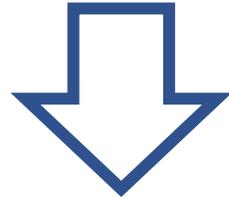


ロビイスト団体の種類



ロビイスト活動の有用性（民意の把握）

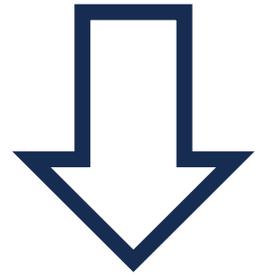
- 立法は多様な利害が絡む
- 利害は、議員・スタッフだけでは把握・認識できない：限界)



- 多様な情報の提供先が必要

では、どのように考えるべきか。

- コンセンサス：必要だ
しかし、特定利益団体の過剰な影響
は回避すべきだ。



- そこで、
議会法律等により数度にわたり規制

議論

「ロビー活動は民主主義赤字の原因の1つ」？

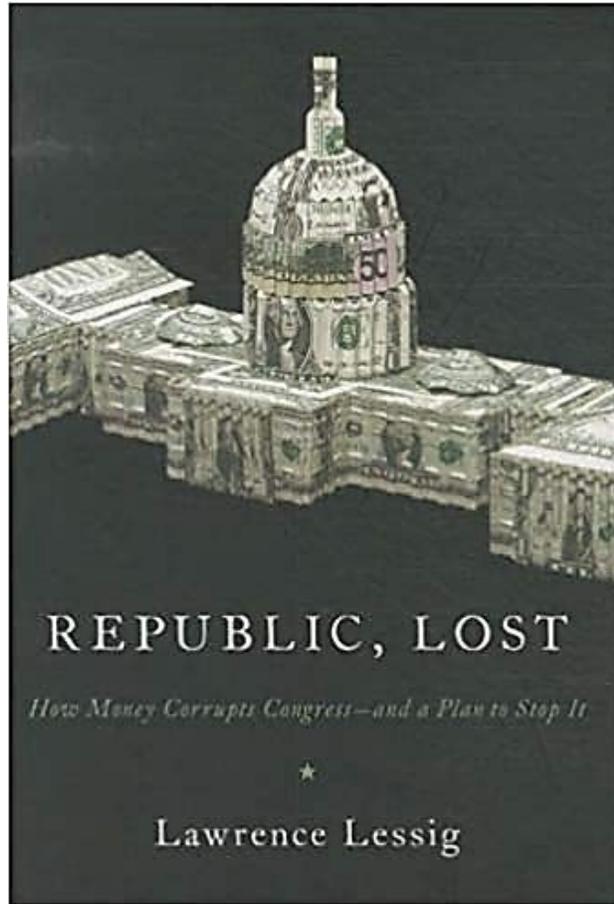
- 合法的な金銭提供やロビー活動であっても、影響力の売り込みに関わる倫理や道徳は、議論の余地がある。
- ロビー活動は、時として、社会経済的に並外れた力を持つ人々が自分たちの利益を図るために法律を墮落させているという意味合いで、軽蔑の念をもって語られる。
- 多くの批判は、利益相反が議員等（代理人）の誤った方向に導く可能性や、雇用者、顧客、有権者に奉仕する義務のある議員等人が意図的にその義務を果たさない可能性を指摘
- ロビー活動の結果として、公務員が公共の利益に奉仕できないことは、**ミス・ディレクションの例**

ローレンス・レッシグ（Lawrence Lessig、1961～） お金が議会を腐敗させると指摘



- アメリカ合衆国の法学者
専門は憲法学・サイバー法学
- ハーバード大学法学教授・エドモン・J・サフラ財団倫理センター所長
- IT著作権強化の拡大に対する批判家
- 草の根運動の重要性を強調

レッシング著“失われた共和国” 2011



- 議会は金で結果が買われ、財界が議
会を牛耳っていると指摘
この危機に至った経緯を明晰な目で
分析
- 最終的に広く動員をかけ、新たな憲
法制定を呼びかけ、救済可能な代表
制を取り戻すための達成可能な解決
策を提示・ロードマップを描く
(草の根キャンペーン)

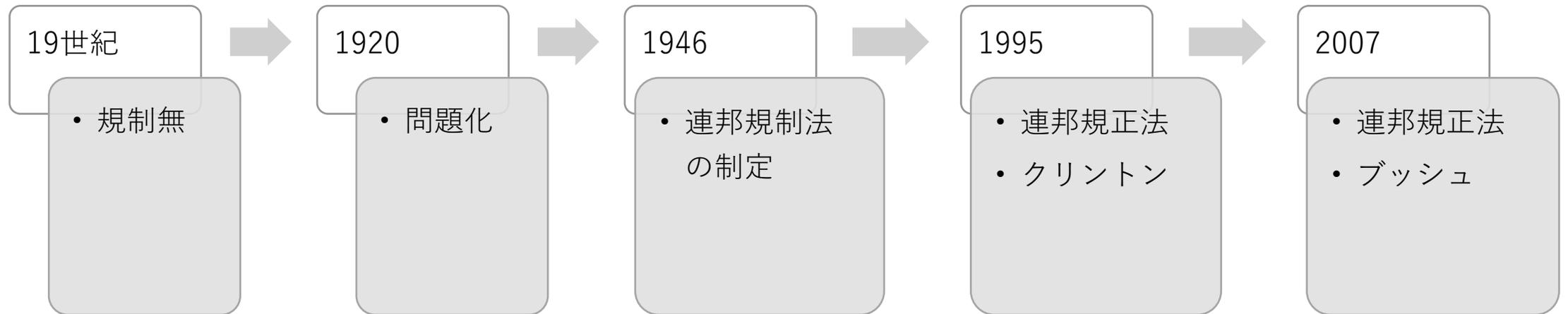
「GAFA」のロビイ活動費（2022/01/28ロイター）

- 「GAFA」と呼ばれる米巨大IT企業4社が米政府や議会の政策決定に影響を与えるロビイ活動に、**1年間で計約5,900万ドル**の資金を投入（米議会に提出した報告書）
- 民間企業で首位のアマゾン・ドット・コムは**2,059万ドル**、2位のメタは**2,007万ドル**。グーグル親会社のアルファベットは**1,177万ドル**と、前年比で**30%超増** アップルは**650万ドル**。

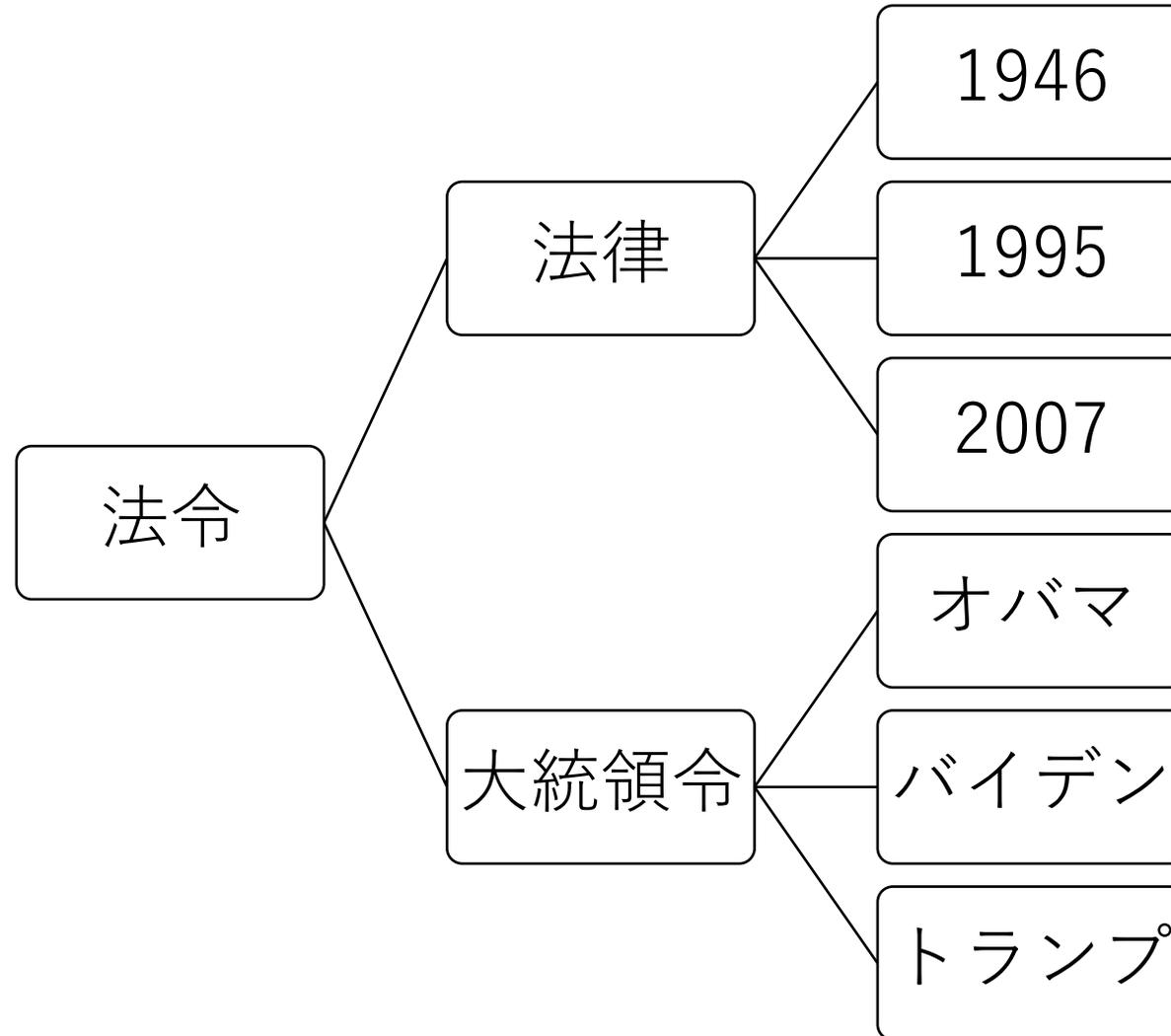
ロビー活動の規制

- 政府は、「ロビー活動」を定義し、影響力を持つようになった組織的なグループによるロビー活動を規制
- 規制の形態
 - 法律（裁判）
 - 大統領令など

アメリカ・ロビースト規制法の歴史



ロビー活動に関する法律



1946年連邦ロビイスト規制法

(The Federal Regulation of Lobbying Act of 1946)

- ロビー活動を行う組織が政府に登録することを義務付け
- 登録の一環として、ロビーは、政府に投入したすべての資金と、その資金使途を詳述する四半期ごとのレポートを提出
- お金を受け取った政治家は、詳細な会計レポートを保持する必要
- 法律違反は軽犯罪として始まり、繰り返される犯罪は重罪になり、ロビー活動からの除外に？

○法律は当初から、あいまいで法律の施行が難しく、ロビイストが利用できる抜け穴が開いた。

○例

①ロビー団体は、ロビー活動に費やす時間が半分以下であれば、政府に支出報告書を提出する必要がない。（逆効果）

②議会での法案の可決または否決に影響を及ぼす試みのみを対象とし、その他の議会活動は除外

ー 2 ロビイストの定義など（策法）

○定義「金銭的、その他の報酬を得て他人を雇用、依頼し、その人物、団体に代わってロビイスト活動を行う人物、団体」

○例外「業務に従事する時間の20%未満を占める活動」は含まれない⇒草の根（小口寄付者）ロビイングを規制することができない。

○深刻な行政職員不足のため、違法行為や汚職のチェック不可能
⇒策法

連邦最高裁アメリカ合衆国対ハリス裁判

347 U.S. 612 (1954)

○ロビー活動法をめぐる論争

1954年米国対ハリス事件（農産物価格上昇となる法案通過を図った）

ロビイストは、ロビー活動規制法が憲法上曖昧で不明確であるとして異議を申し立てました。

○最高裁は同法の合憲性を支持する一方で、同法の適用範囲と適用を狭めた

○要旨 議員本人ではなく、議会スタッフを訪問するロビイストはロビイストとはみなされない

○同裁判所は、同法が適用されるのは、保留中の連邦法案や提案されている連邦法案に関して**連邦議会議員と直接やり取りを行う有償のロビイストに限られる**と判示

○結局 その範囲を縮小（ロビイストと議員との直接的なやり取りの規制とした）⇒ロビイストが議会職員と間接的にやり取りが可能に。

1995ロビー活動情報公開法

(Lobbying Disclosure Act1995)

- 米国における連邦政府のロビー活動に説明責任を持たせることを目的
- 接触先
立法府（議員・職員）
行政府（大統領・職員）
- ロビー活動団体は、議会上院及び下院に登録必要
- 登録は、個々のロビイストが、大統領等に対するロビー活動の計画立案後45日以内
- 違反した場合、5万ドル以上の罰金や、米国連邦検事に報告されるなどの罰則

2007年誠実なリーダーシップと開かれた政府法

(HLOGA : Honest Leadership and Open Government Act)

- 1995年のロビー活動開示法を改正
- 包括的な倫理とロビー活動の改革法
- ブッシュ大統領署名
- 組織によるロビー活動の支出に関する四半期報告を義務付
- 議員への贈り物に制限を設定
- 直接ロビー活動における回転ドア（天下り）に制限を設定
- 支出法案における予算の行き先開示義務化

オバマ元大統領

- 2009年1月に大統領として、政権がよりオープンで透明性があり、説明責任を果たすことを確実にするために、2つの大統領令と3つの大統領覚書に署名
- 命令は、連邦政府の支出に説明責任を持たせ、特別な利害関係者の影響力を制限しようとするもの
- ロビイストの贈答禁止と回転ドア（天下り）の禁止を含む。

バイデン前大統領、トランプ大統領

- 2021年1月発令したバイデン大統領令は、退任する任命職がロビー活動登録を行うことを政権終了時又は2年間（いずれか遅い方）まで禁止
- 元所属機関との連絡禁止措置をホワイトハウス上級スタッフとの連絡にも拡大し、禁止期間を1年から2年に延長

- 2025年1月トランプ大統領は大統領令でバイデン政権時代の大統領令を廃止

日本のロビイスト

既往のもの

- 経済3団体
経団連 日商 同友会
- 金融
銀行協会 保険協会
証券業協会 (MOF担)
- 業界団体
- 労働組織

新規のもの

- 各省庁派遣
出向弁護士等

俗称

「金融庁に強い弁護士」の存在

- IT専門家
- IT関係業界
- 民間主導の自主規制機関等